

許認可等の統一的把握結果 ＜ポイント＞

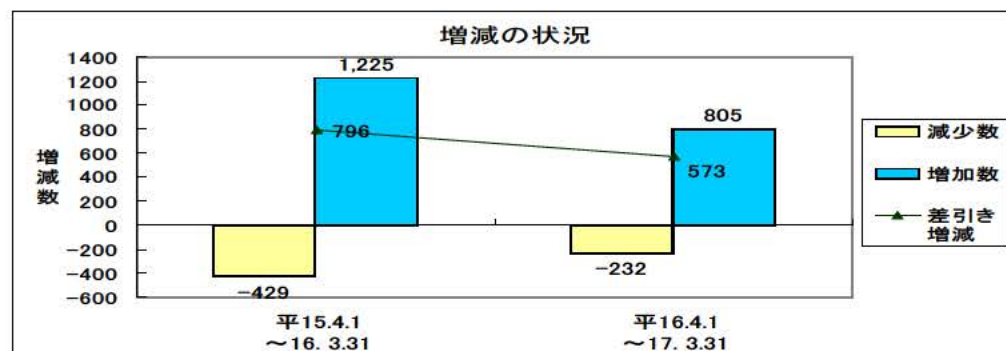
- 「許認可等の統一的把握」は、昭和 60 年の閣議決定に基づき、総務省（旧総務庁）が各府省の協力を得て実施
- 把握対象は、国の事務として行う許可、認可、届出等。法律、政令等の条項ごとの用語を 1 事項として把握
- 把握内容は、許認可等の事項、府省・局等名、根拠法令、用語、処分権者、対象者等
- 今回の把握（平成 17 年 3 月末現在）は、中央省庁等再編後 3 回目の把握で、前回の把握（15 年 3 月末現在）以降の 2 年間の増減を調査

< 1 把握結果の概要 >

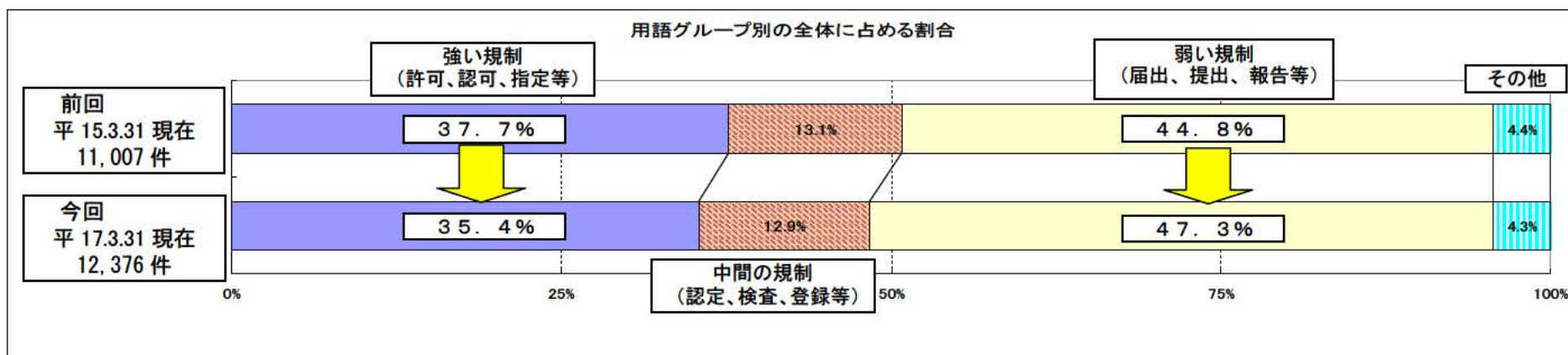
○ 許認可等の総数（平成17年3月31日現在）は12,376件。前回（平成15年3月31日現在）に対し1,369件増加

- (1) 2年間で減少は661件（約6%）あるが、2,030件（約18%）の増加があり、差引き1,369件（約12%）の増加。
 件数が増加した主な理由は、①規制緩和等の改革の進展に伴う増加や②新たな行政ニーズへの対応に伴う増加。
 許認可等が規定されている法律数は485法律（2年間における新設法律10、廃止法律2、改正法律63）

把握時点	件数
平成17年3月31日（今回）	12,376件
平成16年3月31日	11,803件
平成15年3月31日（前回）	11,007件



- (2) 許認可等の総数に占める用語グループ別の割合は、前回に対し、許可、認可等の 強い規制が37.7%から35.4%に2.3ポイント低下し、届出、報告等の 弱い規制が44.8%から47.3%に2.5ポイント上昇。許認可等全体で強い規制からより弱い規制へ移行

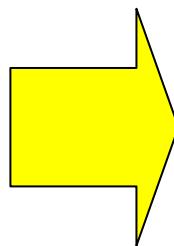


< 2 許認可等件数の増減の背景 >

- 許認可等件数が増加した主な理由は、①参入規制の緩和、事前規制から事後規制への移行等の規制緩和等の改革の進展に伴う増加、
②社会経済情勢の変化に応じた新たな行政ニーズへの対応に伴う法律の制定によるもの

(1) 規制緩和等の改革の進展による増加

規制緩和等の改革が行われる場合、**制度が完全に廃止される**ときを除き、**許認可等件数が増加**することが多い。



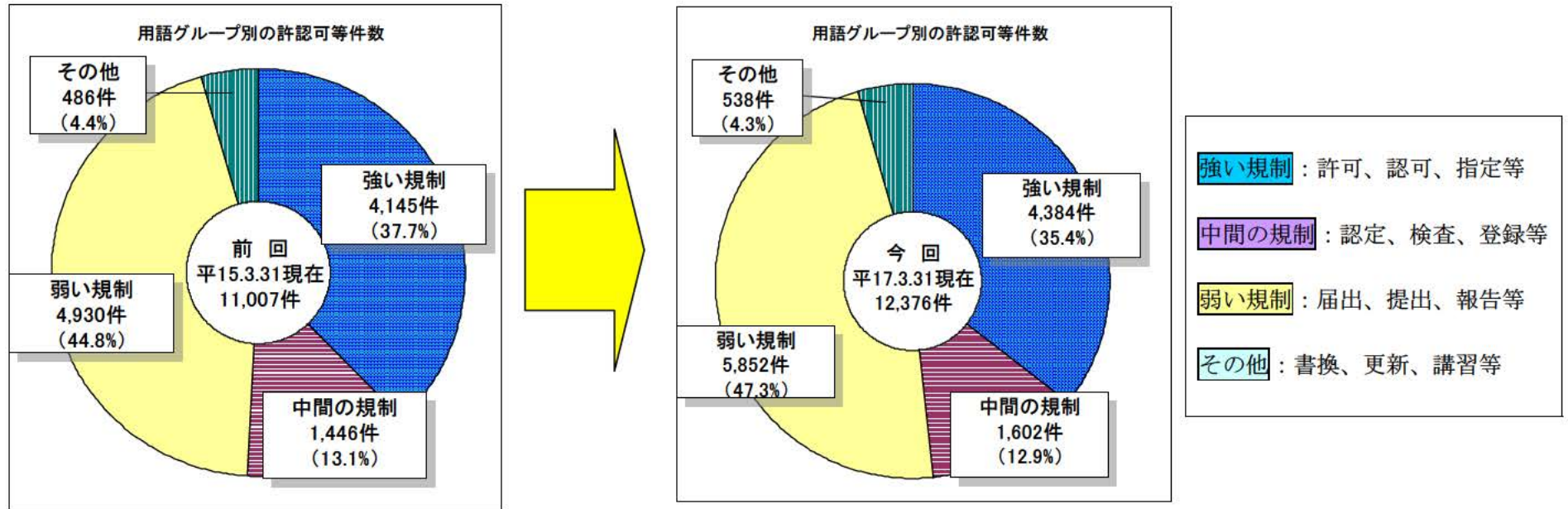
- ・ 参入規制の緩和、事前規制から事後規制への移行、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」等を反映しているが、許認可等件数は、むしろ増加
- ・ 届出等のより弱い規制が増加

① 規制緩和等の改革に関連した増加の例

- **信託業法関係 ⇒ 新設 85 件、廃止 27 件**（金融庁）
 - ・ 信託業への金融機関以外の参入を可能とする規制緩和、信託サービスの利用者窓口の拡大等
- **電波法関係 ⇒ 新設 11 件**（総務省）
 - ・ 免許が必要な無線局の一部（高出力の屋外無線 LAN など）について、免許制から事後チェック型の登録制に移行
- **公益法人に係る改革関係 ⇒ 新設621件、廃止169件**
(国家公安委員会、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
 - ・ 国からの委託等を受けて、公益法人が独占的に行っている検査、認定、講習等について規制を緩和し、自主確認・自主保安制度の導入、民間の登録機関による実施への移行等
- **商法関係 ⇒ 新設 7 件**（法務省）
 - ・ 従来、官報及び日刊紙のみとされていた会社の公告について規制を緩和し、法務大臣の登録を受けた調査機関による調査を前提に、インターネットを利用した電子公告制度を導入

② 届出等のより弱い規制の増加

許認可等総数に占める用語グループ別の割合は、前回に対し、許可、認可等の **強い規制**が 37.7%から 35.4%に **2.3ポイント低下**し、届出、報告等の **弱い規制**が 44.8%から 47.3%に **2.5ポイント上昇**。許認可等全体で強い規制からより弱い規制へ移行



【強い規制から、より弱い規制への移行等の例】

許可制から登録制への移行	金融先物取引法 (金融庁)	金融先物取引業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>登録制</u> 」
	電気通信事業法 (総務省)	電気通信事業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>登録・届出制</u> 」
	内航海運業法 (国土交通省)	内航海運業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>登録制</u> 」
許可制から届出制への移行	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (文部科学省)	放射性同位元素の販売及び賃貸業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>届出制</u> 」
	ガス事業法 (経済産業省)	ガス大口供給事業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>届出制</u> 」
その他	公益法人に係る改革関係	国からの委託等を受けて実施する検査、認定、講習等の「 <u>指定制</u> 」⇒「 <u>登録制</u> 」等

(2) 新たな行政ニーズへの対応に伴う法律の制定による増加

国民の安全・安心の確保に関するものなど、社会経済情勢の変化に応じた新たな行政ニーズへの対応に伴う法律の制定による増加

【金融関係の例】

- 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の制定 ⇒ 新設84件（金融庁、厚生労働省、農林水産省）
金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講じ、「株式等の引受け等の決定」、「経営強化計画の提出」等を新設。（本法の附則において、金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法を一部改正し13件を廃止）

【国民生活関係の例】

- 「次世代育成支援対策推進法」の制定 ⇒ 新設13件（厚生労働省）
急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策を推進するため、「一般事業主行動計画の策定の届出」、「基準に適合する一般事業主の認定」等を新設
- 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の制定 ⇒ 新設8件（農林水産省）
BSE（牛海綿状脳症）のまん延の防止等のため、牛個体識別台帳の作成及び耳標の装着による牛の個体識別のための情報の管理等の措置を講じ、「牛の出生の届出」等を新設
- 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の制定 ⇒ 新設34件（国土交通省）
国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止等のため、「船舶保安統括者の選任の届出」、「埠頭保安規程の承認」等を新設（省令によるものを含む。）

【環境関係の例】

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定 ⇒ 新設10件（農林水産省、環境省）
特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、学術研究等の目的で主務大臣の許可を受けた場合等を除いて特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除を促進する等の措置を講じ、「特定外来生物の飼養等の許可」等を新設

[本件連絡先]

総務省行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : わた なべ しん いち 渡 辺 信 一 (内線 : 9064)

上席評価監視調査官 : た なか ひで と 田 中 英 人 (内線 : 2626)

電話 (直通) 03-5253-5440

(代表) 03-5263-5111

FAX 03-5253-5436

Eメールアドレス kans2035@soumu.go.jp